

議案第42号

湯梨浜町光ファイバーネットワーク施設整備基金条例を廃止する条例について

次のとおり、湯梨浜町光ファイバーネットワーク施設整備基金条例を廃止することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年3月4日提出

湯梨浜町長 宮脇正道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町光ファイバーネットワーク施設整備基金条例を廃止する条例

湯梨浜町光ファイバーネットワーク施設整備基金条例（平成23年湯梨浜町条例第12号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年3月31日から施行する。